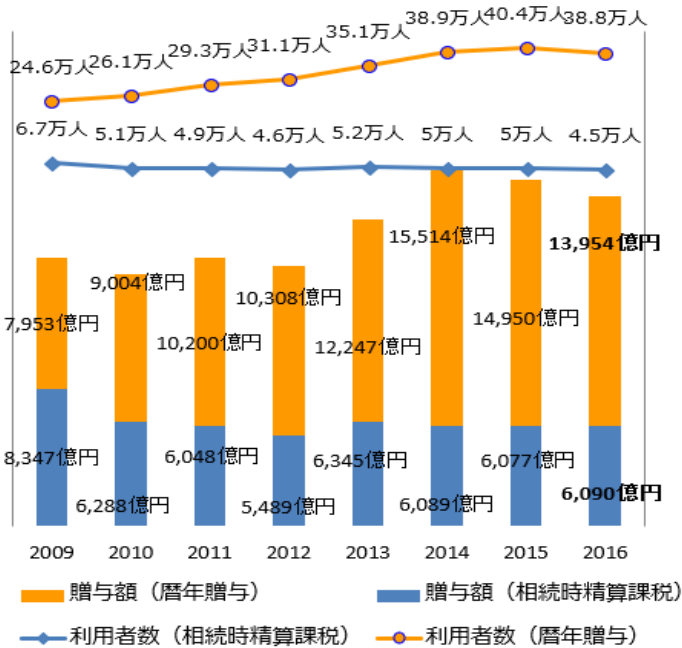


今年はどうする？生前贈与の活用あれこれ

●暦年贈与の利用者が減少へ

2016年中に暦年贈与で贈与を受け、税務署へ申告したのは38.8万人と前年より1万6千人減少しました。相続時精算課税制度の利用者も前年より減少しましたが、贈与額自体は6,090億円と前年より増加しています。

暦年贈与と相続時精算課税制度の利用状況



●どんな財産が贈与されている？

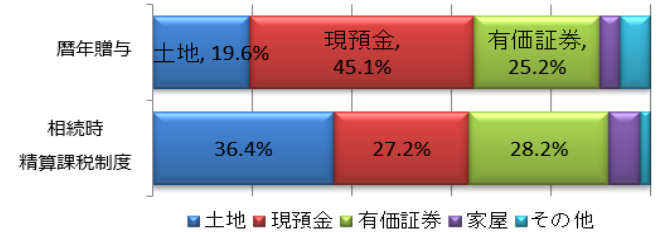
贈与されている財産の種類を見てみましょう。年間110万円以下が非課税となる暦年贈与では、現預金が4割強を占めます。

一方で、相続時精算課税制度は60歳以上の祖父母や親から成人の子や孫へ、最大2,500万円まで無税で贈与できるかわりに、将来その財産には相続税がかかる仕組み。

贈与時の評価で将来相続税が課税されるため、値上りの可能性のある土地や自社株などを次世代へ移転しておくのによく使われます。

実際、全体の4割弱が土地の贈与、ついで有価証券(28%)、現預金(27%)となっています。

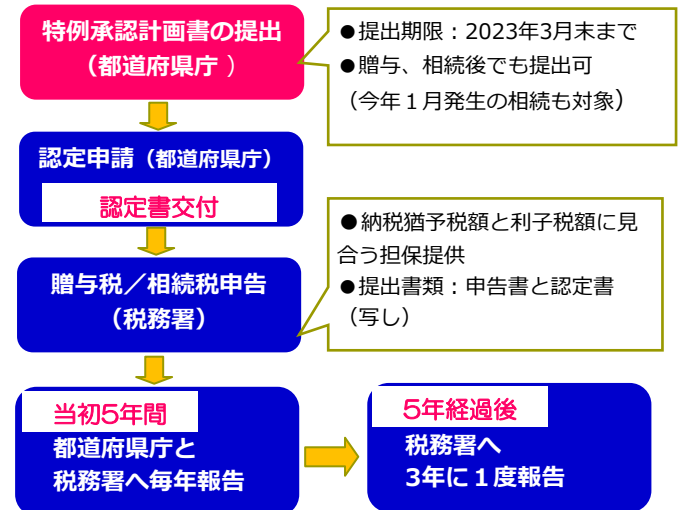
贈与財産の構成



●新事業承継税制の使い勝手は？

10年限定の新しい事業承継税制特例がスタートしました。贈与された(相続した)自社株の贈与税(相続税)が、全額免除できる画期的な制度で、後継者が元代表者以外の家族から株を贈与してもらうのにも利用できるなど、使い勝手はよさそうです。ポイントは、“5年以内に都道府県に特例承継計画を提出”しておくこと。計画書には認定支援機関の所見も必要です。

2027年までの贈与(相続)で制度が利用できます。社長の引退→後継者の社長就任→自社株贈与と計画的に実施すれば、スムーズな事業承継に活用する余地もありそうです。



●教育資金贈与はお早めに！

教育資金贈与の特例は、4年間で累計28万人が利用しました。一方で結婚子育て資金贈与の利用者数は6,000人弱と伸び悩んでいます。

いずれの制度も使えるのは来年3月まで、利用するならお早めに！

大型贈与特例、使えるのはあと半年！

	教育資金贈与 (最大1,500万円)			結婚子育て贈与 (最大1,000万円)		
	人数	百万円	1人当たり贈与額	人数	百万円	1人当たり贈与額
2013年	69,231	489,549	707万円			
2014年	77,588	515,739	665万円			
2015年	85,587	519,600	607万円	3,374	8,908	264万円
2016年	43,716	250,551	573万円	2,415	6,321	262万円
累計	276,122	1,775,439	643万円	5,789	15,229	263万円

<教育資金の一括贈与>

30歳未満の子・孫への教育資金1,500万円までの贈与が非課税。資金を信託銀行口座に預け入れると同時に贈与が完了。教育費以外での使用、使いきれなかった部分は課税対象に。

<結婚・子育て資金の一括贈与>

成人で50歳未満の子や孫への贈与1,000万円(結婚費用は300万円上限)まで非課税。贈与者の相続発生時の残高は相続税の対象。